



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

東京弁護士会 司法プレシンポジウム 「法曹人口の増大と法曹の質の確保」



2007年4月18日（水）午後1時から午後4時まで、弁護士会館5階502号室において、本会は司法プレシンポジウムを開催した。テーマは、「法曹人口の増大と法曹の質の確保」である。106名の会員、他会の会員、一般市民が参加した。プレシンポは、6月22日（金）にJALリゾートシーホークホテル福岡において日弁連が開催する第22回司法シンポジウム「市民のための弁護士をめざして—いま、弁護士・弁護士会に求められるもの—」の先鞭をつけるものである。

今回の羅針盤は、プレシンポジウムを報告する。

序

司法改革総合センターの武藤元事務局長が司会を務めた。冒頭で、下河邊和彦会長が開会挨拶を行なった。法曹人口の増大の時代にあって、法曹の質の向上に関して、パネラーの報告と意見交換が行なわれた。

第1部 基調報告

報告1「法曹の質をどのように評価するかの取り組みの現状」

まず、司法改革総合センターの山田正記副委員長が、法曹の質に関する日弁連法務研究財団の研究の紹介等を行なった。「理想の弁護士」、「普通の弁護士」及び「司法修習を終了した時点の弁護士」の3種類に分けて各弁護士に期待される質の構成要素を列挙し（表

1参照）、その測定・評価方法として「自己評価法」、「ピア・レビュー法」、「依頼者評価法」、「テスト法」及び「仕事の結果評価法」の5つを紹介した（表2参照）。

報告2「諸外国の弁護士の現況に関する検討」

続いて、2006年度の司法改革総合センター副委員長の大西英敏会員がドイツ及びアメリカについて、山田正記副委員長が韓国及びフランスについて、それぞれ司法試験の合格数・率、就職状況、弁護士業務の特徴などを報告した。

報告3「司法修習制度の現状と課題」

2006年度司法修習委員会委員長の川合善明会員が、司法修習制度の変遷と現状（目的、修習生の増加、期間の圧縮）、問題点及び課題と対応策を報告した。とりわけ問題点として、①数の増加に伴う「できない者」の増加と研修所教育のマスプロ化、②期間短縮に伴う弊害、③予備校教育の弊害等の指摘があった。

表1 弁護士に求められる質とは

理想の弁護士 に期待される法曹の質	普通の弁護士 に最低限必要不可欠な法曹の質	司法修習終了時点の弁護士 に最低限必要不可欠な法曹の質
人格識見 に関する要素 - 高い倫理感 - 柔軟な思考力, 優れた判断力 - 豊かな人間性や感受性 - 深い人間理解 - 人権感覚 - 幅広い教養 - 国際的視野	人格識見 に関する要素 - 豊かな人間性や感受性 - 柔軟な思考力, 優れた判断力 - 人権感覚 - 高い倫理感 - 自己研鑽の意欲	人格識見 に関する要素 - 自己研鑽の意欲 - 先輩弁護士から学ぼうとする姿勢 - 柔軟な思考力, 優れた判断力 - 豊かな人間性や感受性 - 人権感覚 - 倫理感
法実務 に関する要素 - 相手方との交渉能力 - 依頼者に対する聞き取り能力 - 事実関係分析能力 - 法的基本知識 - 事実や証拠を探し出す能力 - 関係者全員が納得できる紛争解決をもたらす能力 - 専門分野の法知識をもっていること - 事実・要件・効果をあてはめて法的判断を下す能力	法実務 に関する要素 - 法的基本知識 - 事実・要件・効果をあてはめて法的判断を下す能力 - 依頼者に対する聞き取り能力 - 事実や証拠を探し出す能力 - 相手方との交渉能力	法実務 に関する要素 - 事実・要件・効果をあてはめて法的判断を下す能力 - 国選弁護事件を1人で任せられる程度の法的基本知識 - リーガル・リサーチの能力 - 依頼者に対する聞き取り能力 - 事実や証拠を探し出す能力 - 事実面で争いの少ない通常事件を1人で任せられる程度の法的基本知識 - 相手方との交渉能力
法創造・立法 に関する要素 - 既存の法・法制度を批判的に分析する能力 - 問題解決策を構想し法的にルール化する能力 - 新しい法理論を提唱する能力 - 問題発見能力	法創造・立法 に関する要素 - 問題解決策を構想し法的にルール化する能力 - 最新の法令・判例・学説を学び続ける能力 - 問題発見能力 - 社会問題への嗅覚 - 既存の法・法制度を批判的に分析する能力	法創造・立法 に関する要素 - 問題発見能力 - 最新の法令・判例・学説を学び続ける能力 - 社会問題への嗅覚 - 既存の法・法制度を批判的に分析する能力 - 問題解決策を構想し法的にルール化する能力
独立自営のプロフェッション(経営) に関する要素 - 依頼人・顧客獲得能力 - 事務所経営能力 - 後継者養成能力 - 依頼人・顧客の法遵守・コンプライアンスを高める能力 - 新規営業分野獲得能力	独立自営のプロフェッション(経営) に関する要素 - 事務所運営能力 - 依頼人・顧客獲得能力	
公益活動への意欲と能力 に関する要素 - プロボノ活動への意欲と能力 - 弁護士会活動の意欲と能力 - その他社会的公益活動への意欲と能力	公益活動への意欲と能力 に関する要素 - 弁護士会活動の意欲と能力 - プロボノ活動への意欲と能力	

表2 法曹の質の測定・評価の方法

	名 称	内 容
I	自己評価法	自分についての質問に対し, 自ら省みて答える形式。
II	ピア・リビュー法	弁護士同士で, 他の弁護士の能力やスキルを判定する。
III	CS法(依頼者評価法)	弁護士のサービスに対する顧客(Customer)の満足度(Satisfaction)を測定する。
IV	テスト法	第三者によるテスト形式の測定。
V	仕事の結果評価法	訴状, 準備書面などの文書, および, 判決・和解等の紛争解決結果の内容を練達の弁護士(複数)が評価する形式。

※表1, 2は, 日弁連法務研究財団「法曹の質」研究会が作成した『法曹の質の検証方法に関する研究報告書』(2007年4月17日)に基づき筆者が作成した。

報告 4「弁護士研修制度の現状と課題」

2006年度弁護士研修センター運営委員会委員長の高橋輝美会員が、弁護士研修の意義と必要性、弁護士研修の概要と課題を報告した。①新規登録弁護士研修、②継続研修、③倫理研修の3つが大きな柱であるが、実効性のある弁護士研修センターの早期実現が望まれるとのまとめであった。

報告 5「苦情窓口相談の分析結果

—苦情窓口(市民窓口)の現状と課題—

市民窓口委員会の飯野紀夫委員長が、市民窓口委員会の意義・組織、活動内容を報告した。寄せられた苦情の内容は、①処理の仕方、②対応・態度等、③報酬、④処理の遅滞、⑤終結結果への不満、⑥預かり金処理に大別でき、①と②で苦情総数の過半数をしめる。市民窓口の苦情で見る限り、苦情は「依頼者とのコミュニケーション能力の欠如」と「依頼者の気持ちを理解できない」の2点に集約でき、市民が弁護士に求める弁護士の質は、一般社会人なら誰でも持っているはずのごく普通の資質であるとのことであった。



要素とみるべきか、第3の要素とみるべきか。

○④「公共性・公益性を担う」という意欲が、求められる質に含まれるのであろうか。第4の要素として含まれるという考えもあれば、含まれるが他の要素より落ちるという考えもある。

○弁護士とは、依頼者の権利を保護するために法という武器で戦う存在である。倫理感がなければ、誤った武器の使い方がなされることとなる。

(2つの法律知識)

○法律知識にはオブジェクト・レベルの知識(法令や判例など対象として存在するものの知識)とメタ・レベルの知識(知識についての知識)の2つがある。前者は、若手弁護士がより有しており、測定も容易であるのに対し、後者は、ベテラン弁護士がより有しており、測定が困難である。

(質の評価方法)

○自己評価とともに、同輩評価を加え、現在(新60期より前)と2010年とを比較することも検討している。例えばスタッフ弁護士に協力をお願いして訴状・準備書面の出来具合を評価するとか、弁護実務修習時の修習生の起案の成績を集積するなどである。

(法曹人口増と法曹の質の関連)

○ドイツやアメリカの司法試験の合格率は日本より高いが、「質が落ちた」という報告はない。これに対し、韓国や日本では「数が増えたから質が落ちた」という議論がある。

第2部 意見交換会

司法改革総合センターの高中正彦委員長代行(右写真)がコーディネーターを務め、第1部の報告者5名がパネラーとなり、会場からの質疑応答がなされた。そこでは、次のような意見が述べられた。



(法曹の質とは)

○法的知識があることを前提として、「公」の意識があること。

○法曹には、①法律知識と②高い倫理感は欠かせない。法律知識はより専門化しているが、たとえば、刑事弁護をやらないM&Aの弁護士も、質に欠けるとは言えない。また、③スキルは、①の法律知識の

○「質が落ちたから量を絞るべき」という議論がある。では、そこでいう質とはなにか。「絶対だめ」は、分かりやすい。

○質と人口論のリンクは、難しい。弁護士需要から入るべき。もっとも、弁護士需要の測定は難しい。大量合格者が実務に就く2007年に就職できない修習生の問題が顕在化した場合、需要以上の量が供給されたということ。

(人口増の積極面)

○クレサラ事件を取り扱う弁護士が増えた。法曹人口を増やしたことによって、以前は弁護士事務所の敷居が高いと感じていたような人も弁護士にアクセスすることができるようになったというプラス面も看過できない。



(質の磨き方、研修の重要性)

○質はオン・ザ・ジョブ・トレーニングで磨くもの。研修・研鑽の機会を与え、研修を義務にする。質の悪い者を排除する制度が必要である。

○法曹人口が増えれば、テストの点が低い者も受かる。これは当たり前。人格的な面が法曹の質の1つの要素であるから、それを高める、維持することが必要である。試験に受かった後の修習、研修が大事である。

(修習生の現状)

○自分は修習担当の副会長経験者であるが、自分が接した中で「だめ」と思った者はいない。視野の狭さ

を感じる反面、知識は多い。インターネットは見るが三大新聞は読まないなど、社会的な素養が足りない面はある。

(司法研修所と法科大学院)

○司法研修所の指導を受ければ、質は上がるのか。結局は、人間性の問題に行き着く。これを改善するには、誰がどうやって教えるのか。

○法曹人口の増大により、法曹養成の主たる場が研修所から法科大学院へ移った。法科大学院で何を教えるべきか。現在、法科大学院と司法研修所との連携がないが、有機的に取り込んでいく時期が来ている。

(市民のニーズと苦情)

○本来、ここで議論している質以前の話であるが、市民からの苦情の多いことをなくすることが第一歩である。

○苦情は、消費者からの評価の現れである。弁護士業は単なるサービス業とは違う。弁護士と他の職業との違いは、自分や依頼者の利益だけで働くのではないということ。

○大阪弁護士会は、この1年間、法曹養成問題に取り組む。先週、「弁護士偏在」をテーマにプレシンポを行なったが、消費者相談員の言葉が示唆的である。「最初に当たった弁護士がくれなくても、諦めるな」豊かな人間性や感受性が求められている。弁護士の人数が少ない時代には、弁護士に対する大きな批判はおきなかった。弁護士に対するニーズの高まりとともに、市民のニーズも変わりうるのではないか。

結び

最後に、伊井和彦副会長から、当日の議論を総括するとともに、60期以降の新人たちの法曹としての質を担保するためにも、多くの会員の修習や研修への協力及び各事務所の積極的な新人採用をお願いしたい、との閉会の挨拶があった。

(司法改革総合センター事務局次長 白井 一廣)